

入札心得

1 入札

- (1) 入札参加者は、仕様書等を熟覧の上、入札しなければならない。
- (2) 入札書、又は委任状は、所定の様式に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、所定の入札箱に投函しなければならない。
- (3) 代理人が入札に参加するときは、入札前に委任状を提出しなければならない。委任状のない入札は、無効となる。
- (4) 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (5) 入札執行回数は、3回までとする。
- (6) 入札書の金額は、税抜価格で記載する。
- (7) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (8) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 無効の入札

次の各号にいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (4) 入札書に記名押印を欠く入札
- (5) 入札書の記載金額を訂正した入札
- (6) 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 他の参加者の代理人を兼ね、又は、2人以上の代理をした入札
- (8) 入札書に、金額や¥マークの記載がない入札
- (9) 郵送による入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

3 落札者の決定

入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その他の者を落札者としてすることができる。

4 同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者決定

落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をしたものにくじを引かせて落札者を定める。この場合、入札者はくじを引くことを辞退することはできない。

当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。